

臨時株主総会および普通株主様 による種類株主総会参考書類<別冊>

- 第1号議案 株式会社三重銀行との
株式移転計画承認の件
1. 三重銀行の最終事業年度
(平成29年3月期)に係る
計算書類等の内容 …………… 1
(招集ご通知P.53「**5** 三重銀行に関する事項」)
 2. 新株予約権の内容 …………… 28
(招集ご通知P.4～9「株式移転計画書(写)」
およびP.52「**4** 会社法第773条第1項第9号
および第10号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項」の別紙3～別紙4)

株式会社 **第三銀行**

証券コード：8529

三重銀行の最終事業年度（平成29年3月期）に係る計算書類等の内容

第205期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<銀行の主要な事業内容>

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債等公共債及び投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。一貫した堅実経営により資産の健全性を維持しつつ、地方銀行の使命である地域経済の発展に貢献すべく努力しております。

<金融経済環境>

当期（平成28年4月～平成29年3月）におけるわが国の経済を振り返りますと、雇用のひっ迫感が強まるなか賃金は増加したものの、消費意欲の改善は鈍く、個人消費は弱含んで推移しました。また、輸出は、欧米の政治動向を巡って為替市場が大きく変動するなか、米国やアジア向けを中心に数量ベースでは底打ちしました。こうしたなか、企業の生産活動は、新型車やスマートフォン部品の需要拡大が押し上げ、回復の動きがみられました。総じてみると、景気は緩やかながら持ち直しの状況となりました。

当行の主な営業地盤であります三重・愛知両県下においては、輸出に底離れの動きがみられるなか、企業の生産活動は、主要産業である電子部品・デバイスや自動車関連を中心に需要が拡大し、回復基調が続きました。また、雇用所得環境の緩やかな改善持続を背景に個人消費も上向きつつあり、景気は回復に向けた動きがみられました。

<事業の経過及び成果等>

当期は、3年間の中期経営計画「成長 ～地域とともに～」(平成27年4月～平成30年3月)で目指す姿として掲げている「地元で確固たる存在感を示し、成長し続ける銀行」となるため、「地域とともに発展する銀行」、「お客さまとともに栄える銀行」、「株主・従業員とともに歩む銀行」という経営理念のもと、お客さま、株主さま、従業員それぞれの満足度を高め、地域とともに発展する施策に取り組みました。

体制面においては、平成28年4月に法人営業部を4拠点増設するとともに、2拠点で事業性貸出の取扱いを開始することで、お客さまとの接点を増やし、あらゆるニーズに総合的に対応できる体制の構築を図りました。

また、地方創生は地域とともに発展することを経営理念としている当行にとって非常に重要なキーワードであると認識しており、地方創生に資する企画を立案するとともに、営業店との連携を強化し、三重銀行グループ一体で実効性の高い取組みを推進するため、平成28年4月に「地方創生推進室」を設置しました。

そして、お客さまとともに成長していくため、事業者の方、個人の方とのリレーションシップを強化し、魅力あるサービスを提供することに尽力しております。

事業者のお客さまに対しては、ライフステージに応じた課題解決の提案を積極的に行いました。資金需要に対し迅速にお応えしたほか、ビジネスマッチングや事業承継のサポートなど課題解決のご提案を積極的に行いました。また、創業・新分野進出や航空宇宙産業への進出、6次産業化といったニーズの高まっている分野については、サポート体制を一層充実させました。

平成28年10月には、「法人ソリューション営業部」を設置し、ストラクチャードファイナンス等の専門性の高い法人ソリューションに特化することで、多様化するお客さまの資金調達手段のサポートを更に強化しました。

個人のお客さまに対しては、職員の知識・能力を向上させ、資産運用やローンのご相談に的確にお応えできるよう努めたほか、ジュニアNISA（少額投資非課税制度）やiDeCo（個人型確定拠出年金）などの新しい制度や制度変更した商品のご案内も積極的に行いました。また個人ローンにおいては、よりご利用いただきやすいよう無担保個人ローンの商品改定を実施しました。

また、平成28年12月には、安城支店・安城法人営業部を新築移転し、各種相談ブース・商談室の設置やバリアフリー対応など、より便利にご利用いただきやすい店舗としました。

地域貢献活動の面では、引き続き「環境保全」と「次世代育成支援」を活動の柱として取り組みました。また、地元NPOの応援に積極的に取り組むとともに、一部の地域貢献活動については、地元NPOと協働しながら進めました。

そして、平成29年2月28日開催の取締役会において、株式会社第三銀行との間で、持株会社設立による経営統合に向け、協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議し、基本合意書を締結しました。

(預金)

預金の残高は、地元預金の増強に努めました結果、前期比385億円増加し、当期末1兆6,608億円となりました。また、預金と譲渡性預金を合わせた残高は前期比431億円増加し、当期末1兆7,602億円となりました。

(貸出金)

貸出金の残高は、地元事業性貸出金の増強に努めました結果、前期比437億円増加し、当期末1兆3,811億円となりました。そのうち個人向け貸出金残高は前期比31億円増加し4,383億円、中小企業向け貸出金残高は前期比660億円増加し5,628億円となりました。

(有価証券)

有価証券の残高は、市場動向を注視しつつ機動的な運用に努めました結果、前期比67億円増加し、当期末4,449億円となりました。

(損益状況)

経常収益は、貸出金の利息収入が利回り低下を主因に減少したことなどから、前期比5億円減少し268億円となりました。

また、経常費用は、営業経費が増加したことなどから、前期比1億円増加し224億円となりました。

以上の結果、経常利益は前期比7億円減少し43億円、当期純利益は前期比2億円減少し32億円となりました。

(その他)

当期末の不良債権は、引き続き取引先企業の経営改善支援等に努めました結果、当期末のリスク管理債権は193億円、総貸出金残高に占める比率は1.40%と引き続き高い健全性を維持しております。

当期末の自己資本比率（速報値）は単体で7.8%程度と、国内基準行に求められる4%を大きく上回る水準となっております。

<対処すべき課題>

人口減少や高齢化の進展、市場金利の低下等の金融環境変化がもたらす金融機関同士の競争激化等、地域金融機関の経営環境は大きく変化してきており、こうした環境変化への対応力がこれまで以上に求められているものと認識しております。

このような環境のもと、当行は、対処すべき課題を①持続的成長に不可欠な間口の拡大を図りながら、②トップライン収益を増強することと認識しております。

中期経営計画「成長～地域とともに～」(平成27年4月～平成30年3月)では、「地域とともに発展する銀行」、「お客さまとともに栄える銀行」、「株主・従業員とともに歩む銀行」という経営理念のもと、株主さま、お客さま、従業員の満足度を高められる施策を遂行し、地域とともに発展することをテーマとしております。

すなわち、

株主さまに対しては、「財務体質の強化を通じた企業価値の向上」、

お客さまに対しては、「リレーションシップの強化と魅力あるサービスの提供」、

従業員に対しては、「人材の育成と働きがいのある職場づくり」を追求しております。

そして、高い収益性、健全性を兼ね備え、地域とともに成長する金融機関となり、

地域に対しては、「金融仲介機能の発揮により地域経済発展へ貢献」することを目指しております。

お客さま、地域経済の成長に貢献することで、当行は地元で確固たる存在感を示すことができ、お客さまとの取引の発展により当行も成長し続けることができると考えております。「お客さま、地域経済の成長」と「当行の成長」の好循環を実現し、目指す姿として掲げている「地元で確固たる存在感を示し、成長し続ける銀行」に近づけるよう、努めてまいります。

また、株式会社第三銀行との経営統合検討に関する基本合意に基づき、統合の相乗効果を発揮することにより、三重県、愛知県及び近接地域における経済活性化の実現に向けて地域との信頼関係を更に強化し、お客さまから愛され、お客さま、地域とともに成長する金融グループを目指し、平成29年9月の経営統合に関する最終合意、平成30年4月の持株会社設立に向けて準備を進めております。

株主のみなさまにおかれましても、今後とも格別のご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	15,778	16,116	16,222	16,608
定期性預金	7,911	7,960	7,848	7,491
その他	7,866	8,156	8,374	9,116
譲渡性預金	828	876	948	994
貸 出 金	12,846	13,263	13,374	13,811
個人向け	3,984	4,207	4,352	4,383
中小企業向け	4,689	4,888	4,967	5,628
その他	4,171	4,167	4,053	3,798
商品有価証券	0	0	0	0
有 価 証 券	4,161	4,527	4,381	4,449
国 債	1,320	1,265	1,161	1,028
地 方 債	869	928	877	857
その他	1,971	2,332	2,342	2,563
総 資 産	18,608	19,048	19,349	19,697
内 国 為 替 取 扱 高	269,547	195,832	171,655	122,983
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,004	百万ドル 2,111	百万ドル 2,061	百万ドル 2,260
経 常 利 益	百万円 3,768	百万円 4,787	百万円 5,137	百万円 4,397
当 期 純 利 益	百万円 2,186	百万円 3,181	百万円 3,500	百万円 3,229
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 16 23	円 銭 23 61	円 銭 259 92	円 銭 239 82

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用し算出しております。
3. 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、平成27年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,286人	1,268人
平均年齢	38年2月	38年3月
平均勤続年数	14年10月	14年11月
平均給与月額	349千円	347千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は時間外勤務手当等を含み、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
三重県	57店 <small>うち出張所 (一)</small>	57店 <small>うち出張所 (一)</small>
愛知県	16 (一)	16 (一)
東京都	1 (一)	1 (一)
大阪府	1 (一)	1 (一)
合計	75 (一)	75 (一)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を21,779カ所設置しております。
なお、21,779カ所のうち21,694カ所は株式会社セブン銀行との提携により設置したセブン銀行ATMであります。

ロ. 当年度新設営業所
該当ございません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を、「大名古屋ビルヂング」、「三重県四日市庁舎」、「イオンタウン鈴鹿玉垣」、「マックスバリュ山城店」に新設いたしました。

ハ. 銀行代理業者の一覧
該当ございません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,461
---------	-------

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗他事務機器等	199

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資本金	当行が有する子会 社等の議決権比率	その他
三重銀総合リース 株 式 会 社	三重県四日市市幸町 2番4号	リ ー ス 業 務 投 資 業 務	昭和54年 8月22日	百万円 90	33.38 %	—
株 式 会 社 三 重 銀 カ ー ド	三重県四日市市幸町 2番4号	クレジットカード業務	昭和57年 7月3日	90	74.94	—
三 重 銀 信 用 保 証 株 式 会 社	三重県四日市市幸町 2番4号	信 用 保 証 業 務	昭和61年 4月23日	480	100.00	—
三 重 銀 コ ン ピ ュ ー タ サ ー ビ ス 株 式 会 社	三重県四日市市十七軒町 15番1号	コ ン ピ ュ ー タ シ ス テ ム 開 発 業 務	平成3年 6月18日	30	55.00	—
株 式 会 社 三 重 銀 総 研	三重県四日市市西新地 7番8号	企 業 経 営 に 関 す る 情 報 提 供 ・ 相 談 業 務	平成8年 5月8日	50	15.00	—

- (注) 1. 議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 三重銀ビジネスサービス株式会社は、平成28年6月27日に清算終了いたしました。
3. 上記の重要な子会社等は全て連結対象としております。
4. 当期の連結経常収益は327億円、親会社株主に帰属する当期純利益は35億円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
種 橋 潤 治	取締役会長 (代表取締役)	四日市商工会議所 会頭	
渡 辺 三 憲	取締役頭取 (代表取締役)		
宅 野 一 郎	取締役兼専務執行役員 秘書室長 (総合企画部・東京事務所・秘書室担当)		
山 本 隆 司	取締役兼専務執行役員 (人事部・事務管理部・システム部担当)		
山 本 博 也	取締役兼専務執行役員 (営業企画部・営業推進部・ローン統括部担 当)		
一 色 孝 三	取締役兼常務執行役員 (審査部・市場金融部担当)		
片 岡 新 二	取締役兼常務執行役員 (法人・公金推進担当)		
藤 原 信 義	取締役 (社外取締役)		(注) 1
松 井 憲 一	取締役 (社外取締役)	株式会社ツムラ 社外取締役	(注) 1
用 弘 美	取締役 (社外取締役)		(注) 1
山 口 元 弘	常勤監査役		
前 川 栄 治	常勤監査役		
古 川 典 明	監査役 (社外監査役)	株式会社ミッドランド経営 代表取締役 古川典明公認会計士事務所 所長 ミッドランド税理士法人 代表社員 株式会社メディカルー光 社外監査役	(注) 1 (注) 2
伊 藤 雄 二	監査役 (社外監査役)		(注) 1 (注) 3
吉 田 すみ江	監査役 (社外監査役)	あおば総合法律事務所 弁護士	(注) 1 (注) 4

(注) 1. 取締役藤原信義、松井憲一、用弘美の各氏及び監査役古川典明、伊藤雄二、吉田すみ江の各氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 監査役古川典明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 監査役伊藤雄二氏は、住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）における財務及び会計に関する業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役吉田すみ江氏の戸籍上の氏名は、今尾すみ江であります。

(ご参考)

平成29年4月3日付で取締役の地位及び担当の変更を行いました。地位及び担当に変更があった取締役は、次のとおりであります。

(平成29年4月3日現在)

氏名	地位及び担当
一色孝三	取締役兼専務執行役員 (市場金融部担当)
片岡新二	取締役兼常務執行役員 (営業企画部・営業推進部・ローン統括部担当)
山本博也	取締役

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	12	256
監 査 役	6	43
合 計	18	299

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 株主総会で定められた報酬限度額
取締役 年額 300百万円 (但し、使用人兼務役員の使用人としての給与を除く)
監査役 年額 60百万円

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
藤 原 信 義	当行と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。
松 井 憲 一	
用 弘 美	
古 川 典 明	
伊 藤 雄 二	
吉 田 す み 江	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
松 井 憲 一	株式会社ツムラ社外取締役であります。 なお、当行と同社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
古 川 典 明	株式会社ミッドランド経営代表取締役、ミッドランド税理士法人代表社員及び株式会社メディカルー光社外監査役であります。 当行と株式会社ミッドランド経営との間には、通常の銀行取引のほか、ビジネスマッチング業務に関する契約（当行が紹介した顧客と同社との間で会計税務に関するコンサルティング契約等が成約した場合に同社から報酬を受け取る契約）があります。また、当行の子会社等である株式会社三重銀総研と同社との間には、顧問契約があります。 なお、当行とミッドランド税理士法人及び株式会社メディカルー光の間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
藤原信義 (社外取締役)	4年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回中14回に出席しております。	過去の経験や実績に基づく幅広い見地から発言を行っております。
松井憲一 (社外取締役)	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席しております。	過去の経験や実績に基づく幅広い見地から発言を行っております。
用弘美 (社外取締役)	1年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回中14回に出席しております。	過去の経験や実績に基づく幅広い見地から発言を行っております。
古川典明 (社外監査役)	4年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回中14回、監査役会12回中12回に出席しております。	主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から発言を行っております。
伊藤雄二 (社外監査役)	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回中10回、監査役会12回中9回に出席しております。	過去の経験や実績に基づく幅広い見地から発言を行っております。
吉田すみ江 (社外監査役)	9ヵ月	平成28年6月の就任後に開催された取締役会12回中12回、監査役会10回中10回に出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7	25	—

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	25,000千株
	発行済株式の総数	13,483千株

- (注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

(2) 当年度末株主数	5,938名
-------------	--------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
銀泉株式会社	1,062千株	7.89%
株式会社三井住友銀行	776	5.76
三重銀行従業員持株会	441	3.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	360	2.67
三井住友カード株式会社	330	2.45
株式会社セディナ	324	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	278	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	238	1.77
住友電装株式会社	219	1.62
大日本住友製薬株式会社	205	1.52

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数(19千株)を控除して算出しております。
3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ございません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 安藤 恭行 指定有限責任社員 鬼頭 潤子 指定有限責任社員 豊田 裕一	47	報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などの適切性・妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

8. 業務の適正を確保する体制

業務の適正を確保する体制

当行は内部統制の態勢整備を経営の最重要課題として位置づけており、その充実に取り組み、絶えず高度化を図るべく、内部統制に関する基本方針を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「三重銀行行動憲章」を制定し、法令やルールの厳格な遵守、反社会的勢力との対決を掲げるとともに、取締役頭取があらゆる機会を捉えてコンプライアンスの重要性について全役職員に周知徹底することにより、法令等を遵守し社会的責任を果たすことを企業活動の前提とすることを確認する。
 - (2) 役職員のコンプライアンスの着実な実践を図るため、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役職員に周知するとともに、研修等を適宜行いコンプライアンス意識の高揚に努める。
 - (3) コンプライアンスに関する基本事項は取締役会で決定する。法令等遵守態勢の整備・確立に必要な事項を検討・協議する機関として、コンプライアンス経営会議を設置するとともに、コンプライアンス統括部署として品質向上部を設置する。各部署にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンスの実施状況を管理監督させるとともに、コンプライアンス統括部署は適切な研修体制を構築する。
 - (4) コンプライアンス責任者がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかにコンプライアンス統括部署に報告する体制を構築する。不正行為の早期発見と是正を図るため、使用人及び取引業者の従業員等が直接報告することが可能な公益通報制度を整備する。報告を受けたコンプライアンス統括部署はその内容を調査し、関係部と協議のうえ再発防止策を決定し、実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会規程、文書管理に関する諸規定に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う。
 - (2) 取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理に関する基本方針は取締役会で決定する。「リスク管理規定」により、当行のリスク管理を適切に行うための組織・体制を明確化する。総合企画部をリスク管理統括部署として、管理すべきリスクの種類毎に主管部を定め、統合的にリスクを管理する体制を確立する。
 - (2) リスク管理統括部署は、統合的なリスクの状況を定期的に経営会議に報告し、リスク管理態勢に関する重要な事項は取締役会にも報告する。
 - (3) 監査部は内部管理態勢の適切性、有効性及び資産の自己査定等についての監査を行い、経営会議及び取締役会に報告する。
 - (4) 災害、危機等の緊急事態に備えて、「危機対策・業務継続規定」及び「危機対策・業務継続マニュアル」を制定し、定期的に訓練等を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則月1回定期的で開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当行の経営方針及び経営戦略に関わる重要な事項については、予め頭取及び頭取が指名する取締役ならびに執行役員で構成する経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。「組織及び職務権限規定」において取締役の職責、職務権限等を定める。
 - (2) 取締役会は全役職員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定する。各担当役員はこれらに沿って、具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するものとし、必要に応じて経営会議において議論を行う。
 - (3) 取締役会は経営計画及び業務運営方針に関して定期的に検証すべき項目を定め、各取締役担当部門の現状分析、改善策等を報告させ、必要に応じて計画を修正する。
 - (4) ステークホルダーの理解を得ることにより、当行の事業が効率的に運用できるようIR活動及び経営情報の開示を適時適切に行う。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当行グループにおける内部統制を確保するため、当行及び各子会社間で内部統制に関する協議、情報の共有が効率的に行われる体制を構築する。
 - (2) 当行取締役、及び各子会社の取締役は、各業務部門の内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - (3) 定期的に当行の全取締役、部店長及び全子会社の取締役が出席する会議を開催し、当行グループの業務運営方針を共有するとともに、コンプライアンスに関する基本方針を確認する。
 - (4) 子会社の経営に関しては子会社毎に定めた当行の担当部署が統括し、子会社の資本異動、人事、経営計画、決算、新規事業、定款変更、業務提携等の重要な事項については、事前に当行の承認を得ることとする。
 - (5) 当行の監査部は当行及び子会社の内部管理態勢の適切性、有効性及び資産の自己査定等についての監査を行い、その結果を当行取締役会及び子会社の代表取締役に報告し、内部統制の改善策の指導を行う。
 - (6) 各子会社においてもコンプライアンス規定、コンプライアンスマニュアルを策定させ、子会社の使用人及び子会社の取引業者の従業員等も公益通報制度の利用対象者とする。
 - (7) 子会社から当行に報告を要する事項を定め、経営上重要又は異例事態の発生は報告の対象とする。
6. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、使用人を配置する。

7. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当該使用人は、監査役の指揮命令に従う。
- (2) 当該使用人に関する人事考課及び人事異動は、監査役との協議事項とする。

8. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当行の取締役は次に定める事項について、事態認識後直ちに監査役に報告することとする。ただし、監査役が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ① 取締役会で決議された事項
 - ② 経営会議で決議された事項
 - ③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ④ 経営状況について重要な事項
 - ⑤ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑥ 重大な法令・定款違反
 - ⑦ 公益通報の状況及び内容
 - ⑧ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 当行の使用人は前項③から⑧に関する重大な事実を発見した場合は監査役に直接報告できるものとする。
- (3) 子会社の取締役、監査役又は子会社毎に定めた当行の担当部署は、子会社において生じた第1項③から⑧に定める事項について、事態認識後直ちに当行の監査役に報告することとする。ただし、当行の監査役が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
- (4) 子会社の使用人は第1項③から⑧に関する重大な事実を発見した場合は当行の監査役に直接報告できるものとする。
- (5) 監査役はいつでも当行及び子会社の取締役及び使用人に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。
- (6) 監査役への報告を行った当行及び子会社の取締役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。

9. 監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が必要に応じて当行の顧問弁護士、会計監査人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) 監査部は監査計画及び監査結果について監査役に定期的に報告し、意見交換を行う。
- (3) 監査役への報告の執行について生ずる費用等に備え、一定額の予算を設けるとともに、監査役からその職務の執行について費用等の請求があった場合は、法令に従い担当部署にて適切に処理する。

業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会において年度毎のコンプライアンスプログラムを定め、進捗状況を4回報告したほか、コンプライアンス経営会議を13回開催し、法令等遵守態勢の整備・確立に必要な事項を検討・協議しております。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役会において年度毎のリスク管理に関する基本方針を定め、統合的なリスクの状況を経営会議に4回、取締役会に2回それぞれ報告しております。
内部管理態勢の適切性、有効性についての監査結果を経営会議に12回、取締役会に10回それぞれ報告しております。また、資産の自己査定についての監査結果を経営会議及び取締役会に4回報告しております。
危機対策訓練のほか各種訓練を実施し、その実施状況を経営会議及び取締役会に報告しております。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定例取締役会を12回、臨時取締役会を2回それぞれ開催しております。また、経営会議を51回開催し、当行の経営方針及び経営戦略に関わる重要な事項について議論を行い、その審議を経て執行決定を行っております。
取締役会において年度毎の業務運営方針を定め、進捗状況を12回報告したほか、具体的な施策及び効率的な業務遂行体制について、必要に応じて経営会議において議論を行っております。
4. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
各子会社の業績を取締役に定期的に報告しております。また、各子会社との打合会を定期的に開催し、各子会社における課題と対応方針について議論を行っております。
当行の全取締役、部店長及び全子会社の取締役が出席する会議を2回開催し、当行グループの業務運営方針を共有するとともに、コンプライアンスに関する基本方針を確認しております。
各子会社における内部管理態勢の適切性、有効性についての監査結果を経営会議及び取締役会に1回報告しております。また、各子会社における資産の自己査定についての監査結果を経営会議及び取締役会に4回報告しております。
5. 監査役の監査が実効的に行われることの確保等
監査役を補助するため監査役室を設置し、独立性を確保した使用人を1名配置しております。
監査役は、監査部から監査結果等について原則として毎月報告を受けるほか、監査部及び会計監査人との意見交換を定期的に行っております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11. 会計参与に関する事項

該当ございません。

12. その他

該当ございません。

第205期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	103,815	預 金	1,660,804
現 預 け	21,812	座 預 金	111,656
コ ー ー 口 一	82,003	預 預 預 預	764,245
買 入 金 金	3,527	預 預 預 預	8,849
商 品 有 価 値	3,466	預 預 預 預	10,546
商 品 有 価 値	72	預 預 預 預	744,847
有 価 値	72	預 預 預 預	4,346
国 地 方 債 券	444,913	預 預 預 預	16,313
国 地 方 債 券	102,875	預 預 預 預	99,400
社 株 所 出 手 引 形 証 書	85,714	預 預 預 預	12,104
の 他 の 証 書	62,821	預 預 預 預	54,000
の 他 の 証 書	47,616	預 預 預 預	54,000
の 他 の 証 書	145,886	預 預 預 預	4
の 他 の 証 書	1,381,145	預 預 預 預	4
の 他 の 証 書	3,755	預 預 預 預	9,164
の 他 の 証 書	15,927	預 預 預 預	671
の 他 の 証 書	1,192,105	預 預 預 預	835
の 他 の 証 書	169,356	預 預 預 預	410
の 他 の 証 書	2,268	預 預 預 預	1,178
の 他 の 証 書	2,261	預 預 預 預	0
の 他 の 証 書	0	預 預 預 預	2,975
の 他 の 証 書	7	預 預 預 預	300
の 他 の 証 書	9,541	預 預 預 預	2
の 他 の 証 書	57	預 預 預 預	66
の 他 の 証 書	1,572	預 預 預 預	2,722
の 他 の 証 書	4,231	預 預 預 預	521
の 他 の 証 書	1,626	預 預 預 預	95
の 他 の 証 書	2,053	預 預 預 預	61
の 他 の 証 書	10,365	預 預 預 預	163
の 他 の 証 書	5,430	預 預 預 預	7,985
の 他 の 証 書	3,506	預 預 預 預	8,557
の 他 の 証 書	2	預 預 預 預	1,852,863
の 他 の 証 書	196	預 預 預 預	15,295
の 他 の 証 書	1,228	預 預 預 預	11,144
の 他 の 証 書	2,544	預 預 預 預	11,144
の 他 の 証 書	2,332	預 預 預 預	69,604
の 他 の 証 書	212	預 預 預 預	4,151
の 他 の 証 書	3,525	預 預 預 預	65,452
の 他 の 証 書	8,557	預 預 預 預	41
の 他 の 証 書	△ 3,984	預 預 預 預	61,704
の 他 の 証 書	△ 3,984	預 預 預 預	3,707
の 他 の 証 書	△ 3,984	預 預 預 預	61
の 他 の 証 書	△ 3,984	預 預 預 預	95,982
の 他 の 証 書	△ 3,984	預 預 預 預	21,576
の 他 の 証 書	△ 3,984	預 預 預 預	△ 662
の 他 の 証 書	△ 3,984	預 預 預 預	20,913
の 他 の 証 書	△ 3,984	預 預 預 預	116,895
の 他 の 証 書	△ 3,984	預 預 預 預	1,969,759
の 他 の 証 書	△ 3,984	預 預 預 預	1,969,759

第205期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科		目		金	額
経	常	収	益		26,873
資	金	運	用	収	17,736
貸	出	金	利	息	14,041
有	証	利	息	配	3,568
口	一	口	一	ン	23
預	け	金	受	入	64
そ	の	の	受	入	38
役	務	取	引	等	5,848
受	入	為	替	手	1,069
そ	の	の	の	役	4,778
そ	の	他	業	務	1,776
外	国	為	替	売	227
国	債	等	債	券	416
金	融	派	生	商	1,132
そ	の	他	経	常	1,511
貸	倒	引	当	金	193
償	却	債	権	取	0
株	式	等	売	却	476
そ	の	他	の	経	841
経	常	費	達	費	22,476
資	金	調	達	費	1,597
預	渡	金	預	金	711
讓	券	性	取	引	48
債	貸	借	金	支	12
借	用	ス	ワ	ッ	137
金	の	他	の	支	682
そ	の	の	の	支	5
役	務	取	引	等	1,929
支	払	為	替	手	263
そ	の	の	の	役	1,665
そ	の	他	業	務	113
商	品	有	価	証	0
国	債	等	債	券	113
営	の	業	経	常	18,064
そ	の	他	経	常	770
貸	出	金	償	却	44
株	式	等	売	却	156
株	式	等	償	却	74
そ	の	の	経	常	496

(単位：百万円)

科		目		金	額
経	常	利	益		4,397
特	別	損	金		104
	資	処	失	0	
固	産	分	損	104	
移	補	償	失		246
	別		損	104	
特	資	産	失	141	
	損	損	益		4,255
税	当	純	税		
法	期	及	額	1,188	
法	税	調	計	△ 162	
法	等	整	益		1,026
当	税	合	計		3,229
	純	利			

連結計算書類

1. 連結計算書類の作成方針

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 5社

三重銀総合リース株式会社
株式会社三重銀カード
三重銀信用保証株式会社
三重銀コンピュータサービス株式会社
株式会社三重銀総研

なお、三重銀ビジネスサービス株式会社は、清算により除外しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 5社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ございません。

(5) のれんの償却に関する事項

該当ございません。

2. 第205期末 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	103,835	預 金	1,653,833
コールローン及び買入手形	3,527	譲 渡 性 預 金	99,400
買 入 金 銭 債 権	3,466	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	12,104
商 品 有 価 証 券	72	借 用 金	60,393
有 価 証 券	443,715	外 国 為 替	4
貸 出 金	1,375,057	そ の 他 負 債	15,984
外 国 為 替	2,268	賞 与 引 当 金	573
そ の 他 資 産	28,645	退 職 給 付 に 係 る 負 債	182
有 形 固 定 資 産	10,768	執 行 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	61
建 物	5,439	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	163
土 地	3,506	繰 延 税 金 負 債	8,132
リ ー ス 資 産	2	支 払 承 諾	8,557
建 設 仮 勘 定	196	負 債 の 部 合 計	1,859,390
その他の有形固定資産	1,622	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	2,553	資 本 金	15,295
ソ フ ト ウ ェ ア	2,336	資 本 剰 余 金	11,437
その他の無形固定資産	216	利 益 剰 余 金	72,949
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,693	自 己 株 式	△ 61
繰 延 税 金 資 産	289	株 主 資 本 合 計	99,621
支 払 承 諾 見 返	8,557	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,797
貸 倒 引 当 金	△ 5,264	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 662
資 産 の 部 合 計	1,981,186	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	118
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	21,252
		非 支 配 株 主 持 分	920
		純 資 産 の 部 合 計	121,795
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,981,186

3. 第205期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益	17,627	32,721
貸出証券の利息及び預け金の利息	14,043	
有価証券の利息	3,453	
コールローン利息	23	
預け金の利息	64	
その他の利息	42	
受入利息	6,226	
等務収益	1,776	
経常収益	7,091	
貸倒引当金の戻入	190	
償却引当金の繰上	0	
その他の経常収益	6,901	
経常費用	1,624	27,790
預讓債借の利息	711	
渡り貸借の利息	48	
債券の利息	12	
借用金の利息	164	
その他の支払利息	688	
業務の引当金	1,757	
の他の業務経常費用	113	
の他の業務経常費用	19,055	
の他の業務経常費用	5,239	
の他の業務経常費用	5,239	
経常利益		4,931
固定資産の売却益	1	105
特種固定資産の売却益	104	
固定資産の減損	104	246
減損	141	
税金等調整前当期純利益		4,789
法人税、住民税及び人頭税等	1,380	
法人税等	△ 160	
当期純利益		1,220
非支配株主に帰属する当期純利益		3,569
親会社株主に帰属する当期純利益		20
		3,548

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 三重銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 恭行[㊞]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鬼頭 潤子[㊞]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 豊田 裕一[㊞]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三重銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第205期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 三 重 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 泰行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鬼頭 潤子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊田 裕一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三重銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三重銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第205期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、全ての子会社に赴き、事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社三重銀行 監査役会

常勤監査役	山	口	元	弘	㊟
常勤監査役	前	川	栄	治	㊟
社外監査役	古	川	典	明	㊟
社外監査役	伊	藤	雄	二	㊟
社外監査役	吉	田	すみ	江	㊟

以上

株式会社第三銀行
120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)
社債要項

株式会社第三銀行(以下「当行」という。)が平成26年1月14日に開催した取締役会の決議に基づいて発行する株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の要項は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 社債総額 | 金70億円 |
| 2. 各社債の金額 | 金100万円 |
| 3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 | 本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、振替機関(第25項に定める。以下同じ。)の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。 |
| 4. 新株予約権又は社債の譲渡 | 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。 |
| 5. 社債の利率 | 本社債には利息を付さない。 |
| 6. 社債の払込金額(発行価額) | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 7. 社債の発行価格 | 各社債の金額100円につき金102.5円 |
| 8. 社債の償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円
ただし、繰上償還する場合は第11項第(2)号乃至第(4)号に定める金額による。 |
| 9. 担保・保証の有無 | 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |

10. 社債管理者

- (1) 社債管理者の名称
株式会社みずほ銀行
- (2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限
会社法第740条第2項本文の定めにかかわらず、社債管理者は、同条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。
- (3) 社債管理者の辞任
 - ① 社債管理者は、以下に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
 - (イ) 社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。
 - (ロ) 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。
 - ② 本号①の場合には、当行並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。

11. 社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債の元金は、平成31年4月30日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。
- (2) 組織再編行為による繰上償還
 - ① 組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当行の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は取締役会）で承認された場合において、当行が、かかる承認の日（以下「組織再編行為承認日」という。）までに、社債管理者に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。以下同じ。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当行としては予定していない旨を記載し、当行の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当行は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。）の30日前までに必要事項を公告した上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②乃至④に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

- ② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額（％）

償還日	参照パリティ					
	80	90	100	110	120	130
平成26年1月29日	98.25	102.03	107.00	113.25	120.89	130.00
平成27年1月29日	98.90	102.49	107.30	113.44	120.98	130.00
平成28年1月29日	99.46	102.81	107.42	113.37	120.78	130.00
平成29年1月29日	99.82	102.89	107.33	113.23	120.70	130.00
平成30年1月29日	99.87	102.44	106.65	112.66	120.45	130.00
平成31年1月29日	99.70	100.53	103.81	110.57	120.00	130.00
平成31年4月26日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

- ③ 「参照パリティ」は、(イ) 当該組織再編行為に関して当行普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当行普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第13項第(6)号②に定義する。以下同じ。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ) 上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当行の取締役会において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。）が決議された日（決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号若しくは第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当行普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本③及び本項第(3)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当行普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。
- ④ 参照パリティ又は償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。
- (イ) 参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値

により算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の130%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が130%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の130%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

⑤ 「組織再編行為」とは、当行が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当行の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当行が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当行の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

⑥ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ヘ)に定める株式会社を総称していう。

(イ) 合併（合併により当行が消滅する場合に限る。） 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社

(ロ) 吸収分割 吸収分割承継株式会社

(ハ) 新設分割 新設分割設立株式会社

(ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社

(ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当行の義務を引き受ける株式会社

⑦ 当行は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(3) 上場廃止等による繰上償還

① (イ) 当行以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当行普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当行普通株式の公開買付けがなされ、(ロ) 当行が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ) 当該公開買付けによる当行普通株式の取得の結果、当行普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当行又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当行又は公開買付者が、当該公開買付け後も当行が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(二) 公開買付者が当該公開買付けにより当行普通株式を取得した場合には、当行は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれ

れかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。

- ② 上場廃止等償還金額は、本項第(2)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号若しくは第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当行普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。
 - ③ 本号①にかかわらず、当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当行は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
 - ④ 本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号①又は③に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①又は③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
 - ⑤ 当行は、本号①又は③に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。
- (4) 120%コールオプション条項
- ① 当行は、株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当行普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。)にわたり、各取引日における当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、金融庁の承認を得た上で平成28年1月29日以降いつでも、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当行が当行普通株式の株式分割又は当行普通株式に対する当行普通株式の無償割当て(以下本号において「株式分割等」という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。)の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日についての本条項の適用にあつ

ては、第13項第(7)号②(ロ)の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。)における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第13項第(7)号①に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

- ② 本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由及び本号①に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号又は第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日又は当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の前に本号①に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
- ③ 当行は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(5) 償還すべき日(本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含む。)が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

(6) 当行は、金融庁の事前承認を得た上で、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日(第23項に定める。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については第13項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

(7) 本社債の償還については、本項のほか第12項に定める劣後特約に従うものとする。

12. 劣後特約

(1) 本社債の償還は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において本号①乃至③に準じて行われる場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、その手続において本号①乃至③に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本項第(1)号③を除き本項第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く債権を有する全ての者をいう。

- (3) 劣後特約に反する支払の禁止
本社債に基づく元金の支払請求権の効力が、本項第(1)号①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元金を直ちに当行に返還する。
- (4) 相殺禁止
当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第(1)号①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就されない限りは、本社債に基づく元金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本項第(1)号の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

13. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計7,000個の本新株予約権を発行する。
- (2) 各新株予約権の払込金額
本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求により当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、平成26年3月3日から平成31年4月25日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当行に対して本項第(3)号に定める当行普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- ① 当行普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)
 - ② 振替機関が必要であると認めた日
 - ③ 第11項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより平成31年4月25日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
 - ④ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当行が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

当行が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

② 各本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(14)号において、「転換価額」は、承継新株予約権（本項第(14)号①に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、206円とする。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(10)号に定めるところにより調整されることがある。

(7) ① 当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

② 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価（本項第(9)号③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当行普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当行普通株式の株式分割又は当行普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当行普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (二) 上記（イ）乃至（ハ）にかかわらず、当行普通株式の株主に対して当行普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当行の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当行普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第（18）号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (8) ① 当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 「特別配当」とは、下記のいずれかの各事業年度内に到来する各基準日に係る当行普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が24,270円に当該事業年度に係る下記に定める比率（当行が当行の事業年度を変更した場合には合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成26年3月31日に終了する事業年度	1.20
平成27年3月31日に終了する事業年度	1.44
平成28年3月31日に終了する事業年度	1.73
平成29年3月31日に終了する事業年度	2.07

平成30年3月31日に終了する事業年度	2.49
平成31年3月31日に終了する事業年度	2.99

- ③ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

- ① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。
- ② 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ) 新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(7)号②(二)の場合は当該基準日)、(ロ) 特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ④ 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該日の前月末日とする。)における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号又は第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の数を加えた数とする。また、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式の数を含まないものとする。

(10) 本項第(7)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併(合併により当行が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 本号①のほか、当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当行普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

- ⑤ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(7)号乃至第(10)号により転換価額の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(7)号②(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 本新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (14) 当行が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
- ① 当行は、当行が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当行の株主に交付される場合に限る。)は、第11項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- ② 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
- (イ) 承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(二)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (ニ) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額
承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるも

のとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(10)号に準じた調整を行う。

- (ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
 - (ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日(当行が本項第(4)号④に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。
 - (ト) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (チ) その他の承継新株予約権の行使の条件
当行が承継社債を買入れ、承継社債を消却した場合には、当該承継社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。各承継新株予約権の一部については、行使することができない。
 - (リ) 承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第24項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
 - (16) ① 行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関(以下「直近上位機関」という。)を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項として当行の定める事項を通知しなければならない。
② 行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。
 - (17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
 - (18) 当行は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 - (19) 当行が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

14. 財務上の特約

本新株予約権付社債には財務上の特約は付されていない。

15. 期限の利益喪失に関する特約

本新株予約権付社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

16. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当行は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者に通知する。当行が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。
- (2) 当行は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内（第2四半期の場合のみ60日以内）に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当行が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当行が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書及びそれらの訂正報告書（添付資料を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等及び前号に規定する書面の提出に代えることができる。

17. 社債管理者に対する通知

- (1) 当行は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。
- (2) 当行は、次に掲げる場合には、あらかじめ書面により社債管理者へその旨を通知する。
 - ① 当行の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与すること。
 - ② 当行の事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託すること。
 - ③ 当行の事業の全部又は重要な部分を休止又は廃止すること。
 - ④ 当行の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金又は準備金の額の減少をすること。
 - ⑤ 組織変更、合併若しくは会社分割をすること又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。
 - ⑥ 解散を行うこと。
 - ⑦ 第11項第(2)号又は第(3)号に係る事実を公表すること。

18. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使した場合には、当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自ら又は人を派遣して当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。

- (2) 前号の場合で、社債管理者が当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当行は、社債権者の利益保護に必要なかつ合理的な範囲内でこれに協力する。

19. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当行が、第11項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還しようとする日の少なくとも60日前にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (2) 当行が、第11項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日(第11項第(3)号③ただし書の場合は60日間の末日)から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当行が、第11項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、第11項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 第11項第(2)号乃至第(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、第20項に定める方法によりこれを行う。

20. 公告の方法

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)への掲載又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

21. 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示

当行及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当行又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 払込期日(新株予約権の割当日)

平成26年1月29日

24. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

25. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
26. 償還金の支払
本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。
27. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほ銀行

以上

株式会社三十三フィナンシャルグループ
120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）
社債要項

株式会社三十三フィナンシャルグループ（以下「当会社」という。）が株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行（以下「第三銀行」という。）を株式移転完全子会社とし、当会社を株式移転設立完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い、第三銀行が発行している株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「第三銀行新株予約権付社債」という。）の社債要項第13項第（14）号に基づき、第三銀行新株予約権付社債を株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）として承継するにあたり、本新株予約権付社債に本要項を適用する。

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 社債総額 | 第三銀行新株予約権付社債の社債に係る債務当初金70億円のうち、本株式移転の効力が生じる直前において未償還の金額 |
| 2. 各社債の金額 | 金100万円 |
| 3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 | 本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第25項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。 |
| 4. 新株予約権又は社債の譲渡 | 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。 |
| 5. 社債の利率 | 本社債には利息を付さない。 |
| 6. 社債の払込金額（発行価額） | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 7. 社債の発行価格 | 各社債の金額100円につき金102.5円 |
| 8. 社債の償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円
ただし、繰上償還する場合は第11項第（2）号乃至第（4）号に定める金額による。 |

9. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

10. 社債管理者

(1) 社債管理者の名称

株式会社みずほ銀行

(2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めにかかわらず、社債管理者は、同条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。

(3) 社債管理者の辞任

① 社債管理者は、以下に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

(イ) 社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。

(ロ) 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。

② 本号①の場合には、当会社並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。

11. 社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債の元金は、平成31年4月30日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。

(2) 組織再編行為による繰上償還

① 組織再編行為(本号⑤に定義する。)が当会社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は取締役会)で承認された場合において、当会社が、かかる承認の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、社債管理者に対し、承継会社等(本号⑥に定義する。以下同じ。)が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当会社としては予定していない旨を記載し、当会社の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当会社は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告した上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②乃至④に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還する。

- ② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額（％）

償還日	参照パリティ					
	80	90	100	110	120	130
平成31年1月29日	99.70	100.53	103.81	110.57	120.00	130.00
平成31年4月26日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

- ③ 「参照パリティ」は、(イ) 当該組織再編行為に関して当会社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当会社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時時点で有効な転換価額（第13項第(6)号②に定義する。以下同じ。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ) 上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当会社の取締役会において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。）が決議された日（決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）の平均値を、当該5連続取引日の最終日時時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号若しくは第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当会社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本③及び本項第(3)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当会社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。
- ④ 参照パリティ又は償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。
- (イ) 参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。
- (ロ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の130%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が130%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の130%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

⑤ 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称している。

⑥ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(へ)に定める株式会社を総称している。

(イ) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社

(ロ) 吸収分割 吸収分割承継株式会社

(ハ) 新設分割 新設分割設立株式会社

(ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社

(ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社

⑦ 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(3) 上場廃止等による繰上償還

① (イ) 当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ) 当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ) 当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(二) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還する。

- ② 上場廃止等償還金額は、本項第(2)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付け期間の末日時点で有効な公開買付け価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付け期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付け期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号若しくは第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当会社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。
- ③ 本号①にかかわらず、当会社又は公開買付け者が、当該公開買付けによる当会社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付け期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当会社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
- ④ 本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号①又は③に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①又は③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
- ⑤ 当会社は、本号①又は③に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。
- (4) 120%コールオプション条項
- ① 当会社は、株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。)にわたり、各取引日における当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、金融庁の承認を得た上で平成30年4月2日以降いつでも、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当会社が当会社普通株式の株式分割又は当会社普通株式に対する当会社普通株式の無償割当て(以下本号において「株式分割等」という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。)の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日についての本条項の適用にあたっては、第13項第(7)号②(ロ)の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。)における当会社の発行

済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第13項第(7)号①に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

- ② 本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由及び本号①に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号又は第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日又は当該公開買付けによる当会社普通株式の取得日の前に本号①に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
 - ③ 当会社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。
- (5) 償還すべき日(本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含む。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - (6) 当会社は、金融庁の事前承認を得た上で、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日(第23項に定める。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については第13項第(5)号に従って行使できなくなるにより消滅する。
 - (7) 本社債の償還については、本項のほか第12項に定める劣後特約に従うものとする。

12. 劣後特約

- (1) 本社債の償還は、当会社につき破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当会社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当会社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当会社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当会社について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当会社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 日本法以外による倒産手続の場合

当会社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において本号①乃至③に準じて行われる場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、その手続において本号①乃至③に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当会社に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本項第(1)号③を除き本項第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く債権を有する全ての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元金の支払請求権の効力が、本項第(1)号①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元金を直ちに当会社に返還する。

(4) 相殺禁止

当会社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第（1）号①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就されない限りは、本社債に基づく元金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本項第（1）号の規定により、当会社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

13. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、本株式移転の効力が生じる直前において残存する第三銀行新株予約権付社債に係る新株予約権と同一の数の本新株予約権を発行する。

(2) 各新株予約権の払込金額

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当会社普通株式とし、その行使請求により当会社が交付する当会社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成30年4月2日から平成31年4月25日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当会社に対して本項第（3）号に定める当会社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

①当会社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）

②振替機関が必要であると認めた日

③第11項第（2）号乃至第（4）号に定めるところにより平成31年4月25日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

④組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当会社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

- (5) その他の本新株予約権の行使の条件
 当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
 - ② 各本新株予約権の行使により交付する当会社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(14)号において、「転換価額」は、承継新株予約権（本項第(14)号①に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、2,060円を0.7で除した金額とする。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(10)号に定めるところにより調整されることがある。
- (7) ① 当会社は、本号②に掲げる各事由により当会社普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ② 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ) 時価（本項第(9)号③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当会社普通株式を引き受ける者を募集する場合。
 調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。
 - (ロ) 当会社普通株式の株式分割又は当会社普通株式の無償割当てをする場合。
 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社普通株式の無償割当てについて、当会社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。
 - (ハ) 時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (二) 上記（イ）乃至（ハ）にかかわらず、当会社普通株式の株主に対して当会社普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当会社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当会社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(18)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (8) ① この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。当会社は、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} \\ \text{転換価額} = \text{調整前} \\ \text{転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 「特別配当」とは、(i) 平成30年3月31日に終了する事業年度内に到来する基準日に係る第三銀行の普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における第三銀行新株予約権付社債の各社債の金額（金100万円）あたりの第三銀行新株予約権付社債に係る新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が24,270円に2.49を乗じた金額を超える場合における当該超過額、又は(ii) 平成31年3月31日に終了する事業年度内に到来する基準日に係る当会社の普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における本社債の各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該

事業年度における累計額が24,270円に2.99（当社が当社の事業年度を変更した場合に合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

- ③ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

- ① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。
- ② 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ) 新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(7)号②(二)の場合は当該基準日）、(ロ) 特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ④ 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号又は第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当会社普通株式のうち未だ交付されていない当会社普通株式の数を加えた数とする。また、当会社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式の数を含まないものとする。

(10) 本項第(7)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 本号①のほか、当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当会社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

- ⑤ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(7)号乃至第(10)号により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(7)号②(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 本新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (14) 当会社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
- ① 当会社は、当会社が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当会社の株主に交付される場合に限る。)は、第11項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- ② 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
- (イ) 承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(二)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (二) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額
承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(10)号に準じた調整を行う。
- (ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
- (ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日(当社が本項第(4)号④に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。
- (ト) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (チ) その他の承継新株予約権の行使の条件
当社が承継社債を買入れ、承継社債を消却した場合には、当該承継社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。各承継新株予約権の一部については、行使することができない。
- (リ) 承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第24項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (16) ① 行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関(以下「直近上位機関」という。)を通じて、行使請求受付場所に行行使請求に要する事項として当社の定める事項を通知しなければならない。
② 行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。
- (17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (18) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

- (19) 当会社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。
14. 財務上の特約
本新株予約権付社債には財務上の特約は付されていない。
15. 期限の利益喪失に関する特約
本新株予約権付社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。
16. 社債管理者に対する定期報告
- (1) 当会社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者に通知する。当会社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。
 - (2) 当会社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内（第2四半期の場合のみ60日以内）に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当会社が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当会社が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書及びそれらの訂正報告書（添付資料を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等及び前号に規定する書面の提出に代えることができる。
17. 社債管理者に対する通知
- (1) 当会社は、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。
 - (2) 当会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ書面により社債管理者へその旨を通知する。
 - ① 当会社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与すること。
 - ② 当会社の事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託すること。
 - ③ 当会社の事業の全部又は重要な部分を休止又は廃止すること。
 - ④ 当会社の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金又は準備金の額の減少をすること。
 - ⑤ 組織変更、合併若しくは会社分割をすること又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。
 - ⑥ 解散を行うこと。
 - ⑦ 第11項第(2)号又は第(3)号に係る事実を公表すること。
18. 社債管理者の調査権限
- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使した場合には、当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自ら又は人を派遣して当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。

- (2) 前号の場合で、社債管理者が当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社は、社債権者の利益保護に必要かつ合理的な範囲内でこれに協力する。

19. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当会社が、第11項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還しようとする日の少なくとも60日前にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (2) 当会社が、第11項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当会社普通株式の取得日(第11項第(3)号③ただし書の場合は60日間の末日)から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当会社が、第11項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、第11項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 第11項第(2)号乃至第(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、第20項に定める方法によりこれを行う。

20. 公告の方法

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当会社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)への掲載又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

21. 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示

当会社及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当会社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 払込期日(本新株予約権の割当日)

平成30年4月2日

24. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社

25. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
26. 償還金の支払
本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。
27. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほ銀行

以上